

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（令和5年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210 t/日（70 t/24 h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	41,810.12	5,185.46	4,808.14	4,387.07	5,542.33	5,494.59	1,753.17	5,515.85	4,494.72	4,628.79			

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	899	891	875	901	904	897	899	904	908			
	最小	℃	846	860	853	865	871	875	865	866	883			
B系炉	最大	℃	880	890	891	894	892	885	882	884	887			
	最小	℃	845	856	876	870	845	875	864	850	863			
C系炉	最大	℃	900	907	894	892	885	0	884	889	894			
	最小	℃	846	869	857	873	864	0	864	853	860			

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	182	182	181	182	183	183	184	186	180			
	最小	℃	176	176	175	176	178	180	177	181	177			
B系炉	最大	℃	179	179	177	178	179	180	181	186	185			
	最小	℃	174	171	175	175	176	177	178	179	171			
C系炉	最大	℃	180	183	185	184	182	0	182	185	188			
	最小	℃	176	174	177	180	179	0	178	179	180			

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	21	22	26	16	15	7	19	7	7			
B系炉	平均	ppm	100	30	19	10	6	16	19	0	26	25	24			
C系炉	平均	ppm	100	30	20	23	28	17	19	0	30	27	20			

\*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉		-	-	-	-	-	-	-	11月17日	-			
B系炉		-	-	6月23日	-	-	-	-	-	-			
C系炉		-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A系炉	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	0.002	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-	-					
	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	-					
	塩化水素	ppm	430	50	-	15.0	4.9	-	0.9未満	-	8.5	-	-					
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	60.0	62.0	-	38.0	-	58.0	-	-					
	採取日				-	-	5月2日	6月20日	-	8月2日	-	10月17日	-	-				
	検査結果取得日				-	-	5月25日	7月13日	-	9月13日	-	11月14日	-	-				
採取場所				-	-	A系煙突	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	-	-					
B系炉	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	-	0.001	-	0.002	-	0.002	-	-	0.001未満	-				
	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-			
	塩化水素	ppm	430	50	-	4.1	-	1.3	-	1.2	-	4.0	-					
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	100.0	-	60.0	-	77.0	-	24.0	-					
	採取日				-	-	5月2日	-	7月18日	-	9月4日	-	11月20日	-				
	検査結果取得日				-	-	5月25日	-	8月8日	-	10月19日	-	12月19日	-				
採取場所				-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-					
C系炉	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15	0.02	0.001	-	0.001	-	0.001未満	-	-	0.001未満	0.001未満					
	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	-	0.02未満	0.02未満					
	塩化水素	ppm	430	50	1.0未満	-	8.7	-	2.0	-	-	0.9未満	4.6					
	窒素酸化物	ppm	250	100	48.0	-	65.0	-	72.0	-	-	62.0	27.0					
	採取日				-	4月27日	-	6月30日	-	8月17日	-	-	11月26日	12月26日				
	検査結果取得日				-	5月25日	-	7月13日	-	9月13日	-	-	12月19日	1月22日				
採取場所				-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	-	C系煙突	C系煙突					

\*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	0.00013	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	7月13日	-	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	8月3日	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	0.000097	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	7月7日	-	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	8月3日	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1	0.1	-	-	-	0.00061	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	7月6日	-	-	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	8月3日	-	-	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

## (別 紙)

### 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。